

第7回高知県談合防止対策検討委員会

日 時：令和6年11月25日（月）
14：00 から 16：00 まで

場 所：高知市旭町3丁目115番地
こうち男女共同参画センター
「ソーレ」 大会議室

次 第

1 開会

土木部長挨拶

2 報告

（1）検討委員会からの報告書に対する取り組みについて（概要版）

（2）賠償金、違約金の収納状況について

（公表資料）

3 議題

（1）談合防止対策検討委員会報告書への対応状況について

- ・ 最終報告を受けた、その後の入札契約制度やペナルティ強化などの取り組み状況

（2）委託業務の入札状況について

I. 委託業務における総合評価方式の導入

- ・ 総合評価方式導入率、落札率、くじ引き率の推移など

II. 予定価格の事後公表の拡大について

（非公表）

4 閉会

検討委員会からの報告書に対する取り組みについて(概要版)

報告書の意見を踏まえ、再発防止のための入札制度改正及びペナルティ強化の取り組み状況について報告する。

入札制度改正

意見1 委託業務における総合評価方式の導入

【趣旨】

令和元年の品確法の趣旨に基づき、価格のみではなく、技術力の優劣を評価し、成果に
関しての品質を確保する。

【取り組み状況】

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用

(2) 制度改正の概要

以下の委託業務について、原則、総合評価方式で発注する。

- ① 地質調査業務については、500 万円以上を対象。
- ② 土木関係コンサルタント業務、測量業務については、1,500 万円以上を対象。
- ③ 補償コンサルタント業務など、上記以外の業務については、所属長が必要と
判断した業務を対象。

(3) 今後の方向性

入札案件の半数が総合評価方式による入札となるよう、段階的に対象事業の引き下げ
を行う。

意見2 予定価格の事後公表の拡大

【趣旨】

積算能力が未熟な事業者の安易な応札を防ぎ、実行経費を踏まえた見積もりによる
応札となるよう、予定価格を事後公表とする金額を拡大する。

【取り組み状況】

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用

(2) 制度改正の概要

委託業務における事後公表を予定価格 2500 万円から 500 万円以上に拡大。

意見3 コンプライアンス基本方針の策定

【趣旨】

コンプライアンス意識を高めるため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格
審査において、コンプライアンス基本方針の策定を要件とする。

【取り組み状況】

(1) 施行期日

令和6・7年度入札参加資格審査より導入（令和5年10月審査実施）

(2) 今後の方向性

令和8・9年度入札参加審査時に、事業者が策定した基本方針に基づく取り組みの
実績を確認する。

ペナルティ強化

意見1 委託業務における賠償金、違約金の増額

【趣旨】

談合の抑止力としての効果をより高めるため、違約罰としての違約金を10%から20%に強化することで、今後の談合の再発を防止する。

【取り組み状況】

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用

意見2 指名停止期間の見直し

【趣旨】

立入検査前に最初に自主申告した者には、通報などの自浄作用を後押しする観点から、自主申告によるインセンティブを与える。

【取り組み状況】

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行

(2) 制度改正の概要

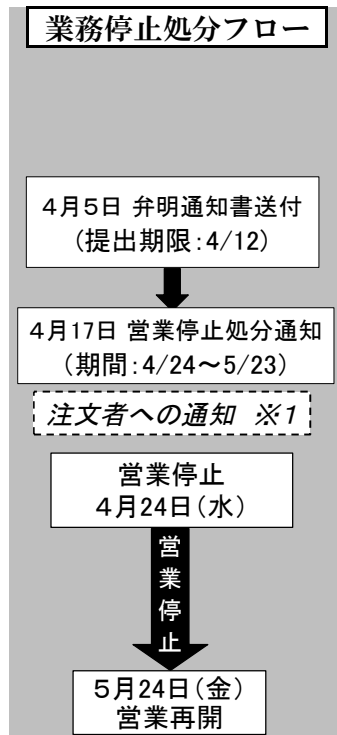
① 現行の指名停止措置期間を継続する。

② 自主申告のインセンティブを高めるため、立入検査前に最初に自主申告した者の標準月数を本県標準月数12月から2分の1を減じた6月とする。

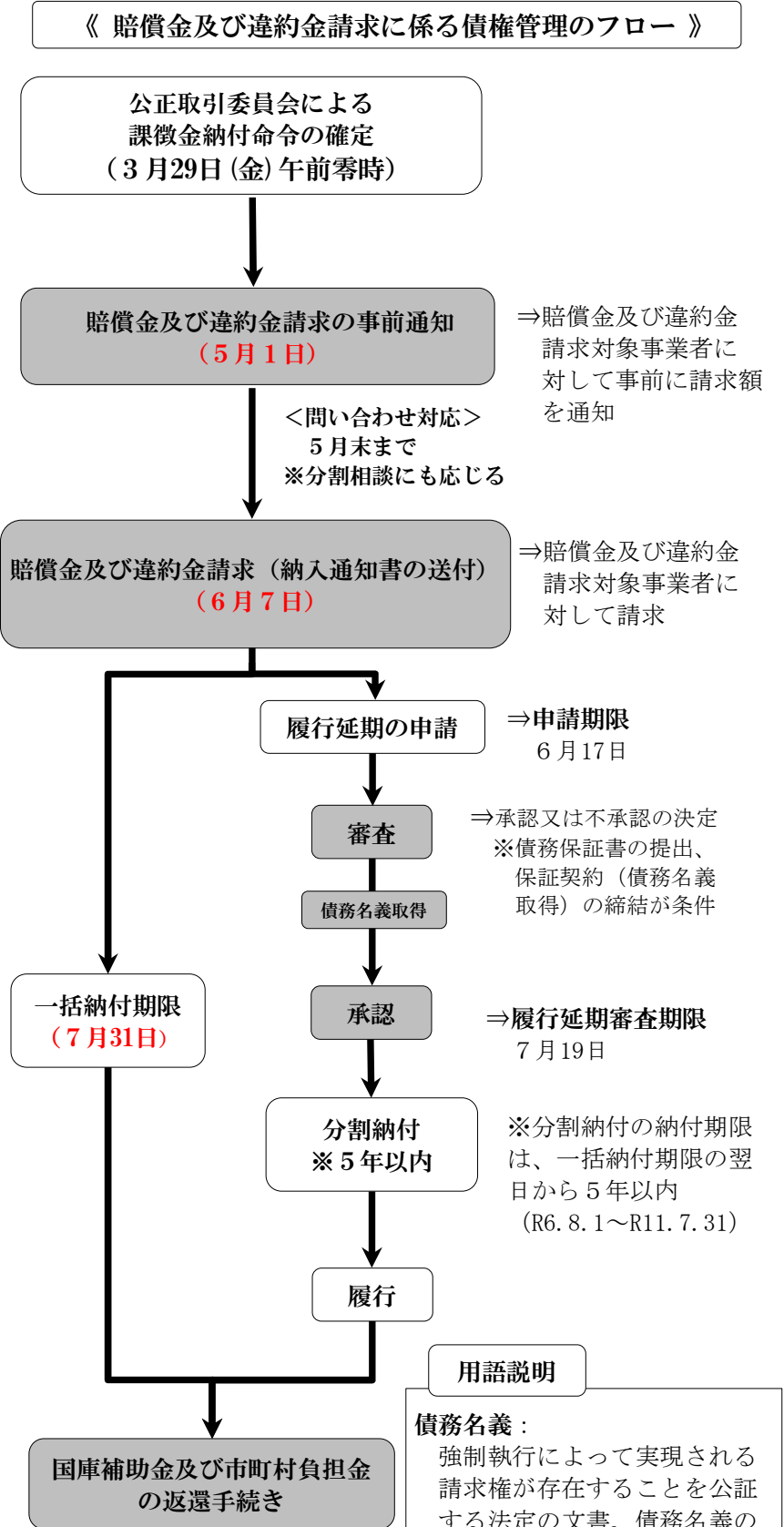
(※当該事業者は、さらに課徴金減免制度が適用されるため、従前どおり標準月数を2分の1減じ、指名停止期間は総計3月)

県発注の地質調査業務に係る賠償金及び違約金の請求について

土木政策課



※1
建設業法第29条の3
第1項後段に定める
処分を受けた者による
注文者への通知



用語説明

債務名義：

強制執行によって実現される
請求権が存在することを公証
する法定の文書。債務名義の
存在は強制執行の要件となる。

強制執行：

支払がない債務者の財産を裁
判所が差し押さえ、金銭に換
えて強制的に回収すること。

備考

※  は
県主体行為

賠償金及び違約金の請求について

高知県発注の地質調査業務に関して、排除措置命令、課徴金納付命令により、独占禁止法違反行為が認定されたことを受け、契約書の規定に基づいて賠償金及び違約金を請求。

No	商号	公正取引委員会 課徴金 ①	高知県								総合計 (①+②+③)	備考 (営業停止)
			賠償金 ②			違約金 ③				収納 合計 (②+③)		
			件数	金額	賠償金(10分の1)	件数	金額	違約金(10分の1)	違約金 減免			
1	(株)相愛	0 ※1	104	607,694,240	60,769,424	104	607,694,240	0	免除	60,769,424	60,769,424	●
2	木本工業(株)	14,310,000	87	464,817,560	46,481,756	87	464,817,560	46,481,756		92,963,512	107,273,512	●
3	(株)地研	9,700,000	80	433,614,060	43,361,406	80	433,614,060	30,352,975	△30%	73,714,381	83,414,381	●
4	長崎テクノ(株)	8,990,000	80	277,831,220	27,783,122	80	277,831,220	27,783,122		55,566,244	64,556,244	●
5	(株)ジオテク	13,830,000	75	440,223,880	44,022,388	75	440,223,880	44,022,388		88,044,776	101,874,776	●
6	(株)四国トライ	9,210,000	62	394,890,880	39,489,088	62	394,890,880	27,642,353	△30%	67,131,441	76,341,441	●
7	(株)種田工務	10,100,000	57	314,898,680	31,489,868	57	314,898,680	31,489,868		62,979,736	73,079,736	●
8	興和技建(株)	10,210,000	51	300,900,060	30,090,006	51	300,900,060	30,090,006		60,180,012	70,390,012	●
9	構営技術コンサルタント(株)	5,160,000	26	145,326,020	14,532,602	26	145,326,020	14,532,602		29,065,204	34,225,204	—
10	(有)ムクタ工業	2,680,000	16	94,390,100	9,439,010	16	94,390,100	6,607,306	△30%	16,046,316	18,726,316	●
11	(株)第一コンサルタンツ	2,070,000	8	59,610,500	5,961,050	8	59,610,500	5,961,050		11,922,100	13,992,100	—
12	(株)高建総合コンサルタント	0 ※2	1	6,658,200	665,820	1	6,658,200	665,820		1,331,640	1,331,640	—
13	西部ボーリング工業	0 ※2	1	3,154,800	315,480	1	3,154,800	315,480		630,960	630,960	—
14	(有)草苅地工	0 ※2	0	0	0 ※3	0	0	0	※3	0	0	●
合計		86,260,000	648	3,544,010,200	354,401,020	648	3,544,010,200	265,944,726		620,345,746	706,605,746	

注1) 課徴金納付命令はH29.11.12からR2.11.11までに開札された業務を対象としているが、賠償金・違約金は独占禁止法違反が認定された期間(H29.4.3からR2.11.11まで)に開札された業務が対象。

注2) 賠償金、違約金の算定において1円未満の端数が生じたときは、契約書の規定に基づき、当該端数を切り捨てた額を算定額とする。

【課徴金納付命令】

※1 公正取引委員会の調査前に課徴金減免申請を行ったことなどから排除措置を命令されず、課徴金が全額免除。

※2 課徴金算定額が100万円未満だったため、納付命令対象外。

【賠償金、違約金】

※3 独占禁止法違反行為は認定されているが、認定対象期間に契約案件がないため、対象外。

【違約金】

No. 1 … 課徴金減免制度に基づき、課徴金が全額免除されているため、違約金も全額免除。

No. 3, 6, 10 … 課徴金減免制度に基づき、課徴金が減額されているため、その割合に応じて違約金も減額(△30%)。